

もし保険期間中にケガの入通院・病気入院等をしてしまったら…

# 保険金・給付金の請求方法はこちら!!

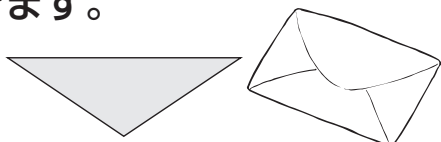
①まずは、生活協同組合コープながの  
職域事業センターへお電話ください!!

《フリーダイヤル 0120-474-784》

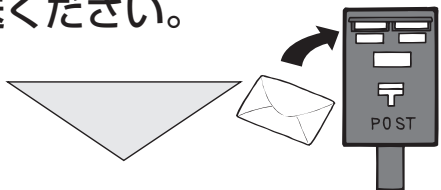


## グループ保険部分・医療保障保険(基本プラン) 〈生命保険部分〉

②コープながのから必要書類が送られてきます。



③必要書類を揃えてコープながのへご返送ください。



④査定後、お支払い条件に該当しましたら、保険金・給付金が支給されます。

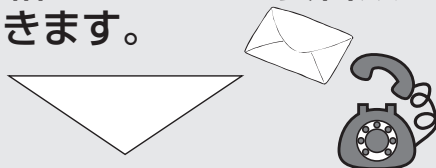


## 普通傷害部分・生活保障部分・医療保障保険 〈損害保険部分〉(αプラン)

②電話連絡時に状況を教えてください。



③後日、引受損害保険会社より確認のため連絡があるか、必要書類が送られてきます。



④必要書類を揃えて、引受損害保険会社へご返送ください。



⑤査定後、お支払い条件に該当しましたら、保険金が支給されます。

★ 2月1日更新の、ライフガード・ロングガード・Re(リ)ガード・ヘルスガードについても、請求事由が発生した場合には上記のコープながの職域事業センターまでご連絡ください。★

### 〈保険金・給付金のご請求について〉

- 病気・ケガ等の状況、入院・通院日数等によっては、お手続きが異なる場合がございますのでご了承ください。
- 生命保険部分と損害保険部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、速やかにコープながの職域事業センターにご連絡のうえ、コープながの職域事業センターを経由して引受保険会社にご請求ください。
- 保険金・給付金は、3年間で請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。
- 損害保険部分(普通傷害部分・生活保障部分・医療保障保険(αプラン))については保険事故発生から30日以内にご連絡ください。正当な理由なくご連絡頂けなかった場合、そのお支払いができなくなることがあります。
- ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

### 〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。